

立行総第509号  
令和7年5月28日

立川市議会

議長 福島正美 殿

立川市長 酒井大史

請願の処理の経過及び結果について（報告）

令和7年3月24日付け立議第2680号による請願については、次のように処理したので、報告します。

記

1 請願第1号 立川駅南口の風紀を乱す主要因である【路上での客引き行為者撲滅】への請願

立川駅周辺における環境改善の取組みにつきましては、平成17年に施行した立川市つきまとい行為、勧誘行為、客待ち行為及びピンクちらしの配布等の防止に関する条例（平成17年立川市条例第19号。平成27年立川市条例第45号により「立川市客引き行為、勧誘行為、客待ち行為、つきまとい行為及びピンクちらしの配布等の防止に関する条例」に題名改正）等に基づき、市、警察、事業者・地域団体等が連携した各種パトロール活動等を継続して実施することにより駅周辺の環境改善に努めてまいりました。

また、活動にあたりましては、市や警察等の関係機関、事業者・地域団体等で構成する「立川駅周辺安全・安心まちづくり協議会」が、その活動理念や各機関の役割を定めることで立川駅周辺の環境改善の活動指針とする「立川駅周辺安全・安心まちづくり推進計画」に基づき取り組

んでおり、昨年度には、令和7年度以降の3か年を計画期間とする「第7期立川駅周辺安全・安心まちづくり推進計画」を策定し今後の活動方針を定めています。

このようなことから、市といたしましては、立川駅南口周辺における環境改善には、警察をはじめ事業者団体、地域団体等のまちづくりの関係者が協力・連携した取組みが欠かせないとものと考えており、引き続き、本協議会を軸として立川駅南口周辺の環境改善に努めてまいります。特に、立川駅南口の体感治安悪化の主要因となっている「路上での客引き行為者」や迷惑行為への課題につきましては、本協議会に設置されている意見交換会に庁内関係部署が参加し、関係者間での意見交換を重ねることで連携を深めつつ、「立川南口環境改善月間」において、総合的かつ集中的な対策を検討してまいります。

## 2 請願第2号 市民が考える健康に生きるための「がん条例」の制定を求める請願

市民が考える健康に生きるための「がん条例」の制定につきましては、市長と議会との協議の結果、議会において策定していくこととされたことを踏まえ、請願の趣旨に沿ったその他の施策については、条例の策定過程の中で議会と協議・調整を行ってまいります。